

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、省エネ家電製品買換え促進のための補助金交付事務を迅速かつ的確に行う目的で実施する。

業務内容を十分に理解したうえで、業務全般に関する実績を有する複数の事業者
に提案を求め、最適な事業者を選定するため公募型方式によるプロポーザルを実施
する。

2 業務の概要

(1) 業務名

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進業務

(2) 契約期間

契約の日から令和7年10月31日（金）まで

(3) 業務の内容

別紙「伊勢原市省エネ家電製品買換え促進業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案上限金額

9, 899, 000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

3 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、本市との契約締結までに、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ・ 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ・ 事業所としてプライバシーマークまたはISO27001を取得していること。
または同等の対応がされていること。
- ・ 本要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する法人であること。
- ・ 他の地方公共団体において、本業務と同様又は類似の業務の受注実績を有すること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 本プロポーザル実施の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく

再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

- ・ 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。
- ・ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ・ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡り小切手を出している者でないこと。
- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

4 スケジュール

項番	内 容	日 程
1	質問書の提出期間	令和7年3月21日（金）午後5時まで
2	質問書に対する回答	令和7年3月26日（水）
3	参加表明書等の提出期限	令和7年3月31日（月）午後5時まで
4	参加資格確認結果の通知	令和7年4月2日（水）
5	辞退届の提出期限	令和7年4月8日（火）午後5時まで
6	企画提案書の提出期限	令和7年4月10日（木）午後5時まで
7	審査会	令和7年4月17日（木）（予定）
8	審査結果通知	令和7年4月下旬（予定）
9	契約	令和7年5月上旬（予定）

5 参加表明等

（1）参加表明

ア 提出書類等

応募者は、本実施要領および仕様書の内容を確認した上で、次の提出書類により本プロポーザルへの参加表明をするものとする。

- ・ 参加表明書（様式1）1部
- ・ 事業者概要（様式2）1部
- ・ 関連事業実績（様式3）1部
- ・ ISO27001またはプライバシーマーク等を取得していることを証明する書類の写し 1部

イ 提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先および方法

「１２ 担当課」へ電子メールにより提出

(3) 質問及び回答

ア 質問の方法

質問書（様式４）に要旨を簡潔にまとめ、「１２ 担当課」へ電子メールにより提出すること。

イ 質問の提出期限

令和７年３月２１日（金）午後５時（必着）

ウ 回答方法

質問の回答は、質問者を伏せた形で令和７年３月２６日（水）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては応募者の選定に公平性が保てない場合には回答しない場合もあるものとする。

(4) 参加資格確認

参加資格要件の確認結果は、参加資格の有無にかかわらず、参加資格確認通知書（様式５）により、令和７年４月２日（水）までに電子メールにより通知する。

(5) 辞退届の提出

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和７年４月８日（火）午後５時までに提案辞退届（様式６）を電子メールにより提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和７年４月１０日（木）午後５時まで（必着）

(2) 提出先

「１２ 担当課」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送等による。持参の場合は事前に「１２ 担当課」へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

7 企画提案書作成要領

企画提案書は表紙の右上に「伊勢原市省エネ家電製品買換え促進業務委託プロポーザル企画提案書」と記載し、目次、本編、見積書、別紙の順に製本し提出すること。

なお、提出書類は正本１部、副本５部とし、副本には、企業名、住所、ロゴマー

ク等の応募者が特定できる表示を記載しないこと。

また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

(1) 目次

- 応募者の様式によること。
- 用紙の大きさはA 4 判とし、両面印刷で作成すること。

(2) 本編

- 「8 審査」の表に示す評価項目ごとに記載し、各評価項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- 応募者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA 4 判とすること。
- 本編の総ページ数は、10 ページ以下とすること。
- ページ番号を記載すること。
- 本文を表記する文字は、原則として11 ポイント以上の大きさとする。
- 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- 記載内容については仕様書を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

(3) 見積書

- 応募者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA 4 判とし、両面印刷で作成すること。
- 「2(4)提案上限額」の範囲内で本業務に係る事業費の見積を作成すること。
- ページ番号を記載すること。
- 正本には、代表者印を押印すること。

(4) 別紙

- 企画提案書に係る根拠資料等を添付できるものとする。
- 別紙毎に通し番号を記載し、企画提案書の対応箇所に別紙の番号を記載し、対応箇所が分かるようにすること。
- 事業者の様式によること。

8 評価及び審査会

(1) 評価方法

審査会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、応募者が優先交渉権者として適当かどうか各委員の評価点を集計し、その合計点が高い順に優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、有効な提案が1つに限られる場合でも審査会は実施する。

(2) 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目について別紙「評価

基準」により各委員が評価し、評価点を算出する。各委員は評価項目を「極めて不十分」から「とても優れている」の５段階（１～５点）で評価し、得られた点数に各評価項目で定めた傾斜配分値を乗ずることで評価点を算出する。

各委員の評価点の合計が満点の５割に満たない場合は、失格とする。評価点が最高点となった応募者が複数の場合は、見積金額が安価な応募者を優先交渉権者とする。見積金額も同額の場合は、審査会会長が優先交渉権者を決定する。

評価項目		評価の観点	配点
1	遂行力	・ 本事業の内容を十分に理解しているか。 ・ 業務全体の実施スケジュールは適切か。	10
2	業務実績	・ 同等業務の受託実績があるか。 ・ 類似業務の受託実績があるか。	20
3	事務局の設置・運営	・ 業務を円滑かつ確実に遂行するため、適切な能力・経験、専門知識がある人員を事務局運営のために十分に確保できているか。 ・ 上乗せ補助の条件を加味しつつ、登録店舗に不公平感を感じさせない運営がなされるか。 ・ 申請チケット及び補助金交付状況の日次管理・報告について、精度の高い内容を市へ速やかに報告できる体制が取られているか。 ・ 予算上限到達見込みについて、算出の正確性・即時性はあるか。 ・ 補助金の早期終了が見込まれる場合、即時に周知できる体制がとられているか。	40
4	システム構築・保守運用	・ 特設サイトや各種申請システムが市民にとって使いやすく、分かりやすいものになっているか。 ・ 市民にとって申請システムが簡便であり、負担感がないような工夫が図られているか。 ・ 情報漏えい等の対策が十分に講じられているか。	30
5	コールセンター設置・運営	・ 十分な応答率を確保するために必要な体制が確保されているか。 ・ 問合せ件数の増減想定や状況に応じた柔軟な対応ができる体制が組まれているか。 ・ キャンペーン期間の前後も含め、店舗及び利用者の利便性を考慮した対応時間、設置期間となっているか。	40

評価項目		評価の観点	配点
6	審査及び審査結果の連携	・ 迅速かつ確実に審査される仕組みとなっているか。 ・ オンライン申請と郵送申請でできる限り不公平感の生じない対応方法があるか。 ・ 審査データ等の連携方法は、セキュリティが充分なものであるか。	30
7	周知・広報	・ 脱炭素ライフスタイルへの行動変容を意識させるものとなっているか。 ・ マニュアルは利用者にとって分かりやすい内容となっているか。 ・ 店舗に配布する資材について、店頭で使用しやすいものとなっているか。 ・ デザインに訴求力、魅力的、本市らしさがあるか。	20
8	提案金額	・ 提案金額が他と比較し低廉なものであるか。	50

(3) 審査会の実施

企画提案書等の書類について、企画提案者からのプレゼンテーションおよびヒアリングによる審査会を行う。企画提案者の提案内容説明時間は20分以内とし、その後、ヒアリングを10分間程度実施する。なお、事前に提出した企画提案書等以外の資料配付は不可とする。

ア 開催日時及び会場

令和7年4月17日（木） ※時間及び会場は別途通知する。

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 審査会の注意事項

- ・ 審査会におけるプレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容を逸脱しない範囲で行い、企画提案者が特定できる説明は行わないこと。
- ・ プレゼンテーションにスライド投影を希望する場合は、審査会の前日正午までに、PDFデータを「12 担当課」へ電子メールにて送付すること。なお、投影する資料は提出した企画提案書の内容と同一のものとし、見積書は投影資料から除くこと。
- ・ プレゼンテーションにおいては、本市が用意するノートパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用するものとする。それ以外に必要な機材（ポインター等）は参加者が準備すること。

エ 審査会の失格要件

- ・ 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの

- 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- 虚偽の内容が記載されているもの
- 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの
- 審査会に参加しなかったもの
- 提案額が「２（４）提案上限額」に掲げる額を超えているもの

９ 審査結果

（１）審査結果通知

審査の結果は、令和７年４月下旬（予定）に審査結果通知書（様式７）により全ての応募者に対し通知するとともに、本市ホームページ上に掲載する。

（２）審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

ア 提出書類

任意の様式による書面（Ａ４判）

イ 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して７日（閉庁日を除く。）以内の午後５時までとする。

ウ 提出先

「１２ 担当課」のとおり。

エ 回答

書面にて回答する。

１０ 契約

（１）優先交渉権者との協議

本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

協議の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、協議を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。

（２）本プロポーザル後の取扱い

優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。

(3) 本市との契約手続き

優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において業務委託契約を締結するものとする。なお、業務委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。

契約手続き及び契約書は、伊勢原市契約規則（平成元年３月３１日規則第１１号）、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等、本プロポーザルに係る費用は、それぞれ各応募者の負担とする。
- (2) 提出資料は返却しない。
- (3) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザル手続の目的以外に使用しない。
- (4) 市は、提出された書類について、伊勢原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 本プロポーザル及び本業務の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

1 2 担当課

〒259-1188 伊勢原市田中348番地

伊勢原市役所経済環境部環境対策課 山田・増川

電話 0463-94-4737

FAX 0463-95-7613

メール kankyou@isehara-city.jp